

姫路市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に係る特定建築物の
計画の認定等事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）に基づいて行う特別特定建築物に係る建築等又は維持保全及び特定建築物の計画の認定等の事務処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(特別特定建築物の基準適合命令等)

第3条 市長は、法第15条第1項の規定による命令をした場合は、当該命令に係る特別特定建築物について、違反を是正するために必要な措置が完了したことを確認しなければならない。この場合において、確認のため必要があるときは、法第53条第3項の規定に基づき、当該命令を受けた特別特定建築主等に対し、是正状況について報告させることができる。

2 市長は、法第15条第2項の規定による要請をした場合は、当該要請に係る特別特定建築物を管理する機関の長に対し、是正状況について報告させることができる。

(計画の認定の事前届出)

第4条 法第17条第1項の規定に基づき特定建築物の建築等及び維持保全の計画について認定を受けようとする者（以下「認定申請者」という。）は、その申請手続を行う前に、計画の認定の事前届出書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に相談できるものとする。

(1) 建築物移動等円滑化誘導基準チェックシート（様式第2号）

(2) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号。以下「省令」という。）第8条の表に掲げる図書

(適合通知を受けようとする計画の認定)

第5条 市長は、法17条第4項に規定する適合通知を受けるよう申出があった場合は、当該申請の内容を審査し、建築物特定施設の構造及び配置並びに維持保全に関する事項が判断基準に適合し、資金計画が特定建築物の建築の事業を確実に遂行するため適切なものであると認めるときは、速やかに建築主事あてに、確認申請書を送付する。

2 確認申請書の送付を受けた建築主事は、確認申請の事務処理に準じて事務を行う。ただし、確認申請手数料の徴収に関する事務を除く。

3 建築主事は、確認申請書の内容が建築確認対象法令に照らして適法とならない部分があると見込まれる場合には、速やかに市長と協議を行う。

4 建築主事は、確認申請書の内容が建築確認対象法令に適合する場合には、建築確認番号、建築確認年月日及び建築主事名（以下「建築確認番号等」という。）を、確認申請書の副本に添付して、市長に通知する。

5 市長は、前項の規定により、建築確認番号等の通知及び確認申請書の副本の送付を受けたときには、法17条第3項の認定をするものとする。

(計画の変更)

第6条 認定建築主等は、法第18条第1項の規定により計画の変更の認定を受けようとするときは、変更認定申請書（様式第3号）に省令第8条の表に掲げる図書を添付して、市長に提出

しなければならない。

2 市長は、法18条第1項の認定をしたときは、速やかに、その旨を申請者に通知するものとする。

3 前項の通知は、変更認定通知書（様式第4号）に変更認定申請書の副本（法第18条第2項において準用する法第17条第7項の規定により適合通知を受けて認定をした場合にあっては、変更認定申請書の副本及び当該適合通知に添えられた確認申請書の副本）及びその添付図書を添えて行うものとする。

（軽微な変更）

第7条 認定建築主等が、法第17条により当該計画の認定を受けた計画について、省令第11条で定める軽微な変更をしようとするときは、軽微な変更届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（報告の徴収）

第8条 市長は、法第53条第4項に基づき、認定建築主等に対し、認定特定建築物の建築等又は維持保全の状況に関して、次のいずれかに該当するに至ったときは、報告を求めるものとする。

- (1) 工事が完了したとき。
- (2) 定期的な点検又は修繕が終了したとき。
- (3) 市長が特に報告の必要を認めたとき。

2 前項第1号又は第2号に該当するに至った認定建築主等は、建築等又は維持保全の状況報告書（様式第6号）に必要な図書を添付して市長に提出するものとする。

3 市長は、第1項第1号に係る報告を受理したときは、その職員に認定特定建築物が認定を受けた計画に従って工事が完了したかどうかを検査させるものとする。

4 市長は、前項第3号の規定により報告を求めるときは、建築等又は維持保全計画の状況報告書の提出について（様式第7号）を認定特定建築物の認定建築主等に対して送付するものとする。

（改善命令）

第9条 市長は、法第21条の規定による命令をした場合は、当該命令に係る認定特定建築物について、改善に必要な措置が完了したことを確認しなければならない。この場合において、確認のため必要があるときは、法第53条第3項の規定に基づき、当該命令を受けた認定建築主等に対し、改善状況について改善報告書（様式第8号）により報告せることができる。

（計画の認定の取消し）

第10条 市長は、法第22条の規定により計画の認定を取り消した場合は、認定建築主等に対して計画の認定取消通知書（様式第9号）によりその旨通知するものとする。

（取り止め届等）

第11条 認定建築主等は、計画の認定を受けた計画の工事を取り止めたときは、遅滞なく、認定工事取り止め届（様式第10号）に認定通知書を添えて市長に届け出なければならない。

2 法第17条第1項の申請を行った認定申請者は、認定を受ける前に申請を取り下げるときは、認定申請取り下げ届（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

（税制特例活用状況の報告）

第12条 認定建築主等は、計画の認定を受けた認定特定建築物の税制特例の活用状況について
税制特例活用状況報告書（様式第12号）により市長に報告しなければならない。

附 則

この要領は、平成19年3月12日から施行する。